

# 広島市立学校通学区域審議会会議要旨

- 1 会議名 広島市立学校通学区域審議会
- 2 開催日時 平成26年10月22日(水) 午前10時00分～午前11時00分
- 3 開催場所 市役所北庁舎6階 教育委員室
- 4 出席者
  - (1) 審議会委員(8人のうち7人、1人欠席) ◎委員長 ○副委員長
    - ◎川村 一夫 (社会福祉法人広島市社会福祉協議会理事)
    - 三好 尚子 (広島市PTA協議会専務理事)
    - 原 本 高 男 (広島市PTA協議会専務理事)
    - 岡 田 弘 (安佐北区青少年健全育成連絡協議会副会長)
    - 久保田 康 幸 (安佐北警察署交通課長)
    - 杉 山 幸 子 (広島市小学校長会副会長〔広島市立楠那小学校長〕)
    - 岡 本 以浦里 (広島市公立中学校長会副会長〔広島市立美鈴が丘中学校長〕)
  - (2) 事務局等
    - 教育長 尾 形 完 治
    - 幹 事 川 添 泰 宏 (教育次長)
    - 和 田 広 (施設課計画担当課長)
    - 寺 田 幹 詔 (施設課課長補佐)
- 5 諮問事項  
広島市立小学校の廃止に伴う通学区域の改廃について  
説 明： 平成27年4月1日廃止予定の小河内小学校の通学区域を、統合予定の飯室小学校の通学区域に含めようとするものである。
- 6 答申内容 諮問のとおり改廃することを適当と認める旨答申がなされた。
- 7 公開・非公開の別 公開
- 8 傍聴人の人数 0人
- 9 会議資料名  
広島市立学校通学区域審議会次第、諮問書、説明資料

## 10 会議の要旨

### (1) 委員長及び副委員長の選出

全会一致で、委員長に川村委員、副委員長に三好委員を選出した。

### (2) 審議の進め方

事務局から説明を受けた後に審議を行い、採決することとした。

### (3) 諮問事項の審議

#### 【質疑の要旨】（○：委員 ●：事務局）

- 児童一人あたりの交通費はどのようになっているのか。また、広島市から交通費の助成はあるのか。
  - 小学校については4 km以上から広島市が通学に掛かる費用を実費で援助することになっている。小河内小学校と飯室小学校間の距離は約12.5 kmとなっていることから基本的に助成の対象となる。小河内小学校の北側にあるバス停の「野外活動センター入口」から飯室小学校の最寄バス停留所の「安佐営業所」までの運賃は片道380円で子供料金はその半額である。
  - 飯室小学校へ小河内小学校が統合された際には小河内小学校区での見守り活動はどのように行っていく予定なのか。
  - 登校時については、午前8時9分に飯室小学校最寄りの安佐営業所バス停着のバス便に乗ってもらうよう考えている。下校時については、下校時間や、降りるバス停が異なっているので、児童が慣れるまでの間、教員が下校する児童と一緒にバス停まで行き、バスの運転手に児童が降りるバス停がどこか伝えることや、上級生が下級生の面倒を見ながらバスでの下校を行うよう指導することなどを検討している。非常時については、バス事業者が提供する運行情報などをメールで保護者に一斉連絡する仕組みを予定している。また、毎年飯室小学校とバス事業者の二者において通学の安全対策について協議することになっている。
  - 通学時に清和中学校の生徒が小学生の面倒を見るなどの案はないのか。小河内小学校区から清和中学校へ何人の中学生が通学しているか。
  - 現時点では、小学校と中学校が連携することについて具体的な話になっていないが、安全面で重要なことである。小・中学校や地元と協議して検討したい。清和中学校へ通学する生徒は9人いる。
  - バス停留所から自宅までの間の通学路で年度初めに通学路の安全点検を行ってほしい。
  - 学校に年度初めにPTAや地域の方と通学路の安全確保について協議する場を設けていきたいと考えている。地域、保護者、バス事業者、警察などと連携しながら総合的に取り組んでいきたい。
- また、小河内小学校の児童が統合先の飯室小学校での教育環境に早く慣れてもらうために事前に交流事業を行っている。交流事業の中で実際にバスを利用して飯室小学校に行くようにしている。
- 小河内小学校の跡施設利用や今後の展望はどのようになっているのか。
  - 地元で二つの委員会を設置して検討している。一つは、統合後の教育環境について協議を行う委員会、もう一つは、小河内小学校の跡施設利用について協議を行う委員会である。これら二つの委員会で、小河内小学校の跡施設利用や今後の展望について検討している。

#### 【採 決】

全会一致で、教育委員会に諮問どおりの通学区域の改廃について適当と認めるとの答申をすることを決定した。

なお、教育委員会への答申書の作成については、委員長に一任することが了承された。